

令和6年度6月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年 6月21日（金）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 11名（欠席4名）

1 山根 悦文	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
5 沼田 高志			8 東 廣司
	10 三上 好文		13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 邑南町農地利用最適化推進委員の人事について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 畑地化促進事業実施予定農地の確認について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	今日にも、関東とか東海関連が梅雨入りしたそうですが、まだなかなか中国地方、梅雨入りせずに雨とかなかなか降らんで、田んぼの方も畑の方も大変じゃないかと思います。まあ、暑いんですんで体の方も気を付けて作業の方して頂きたいと思います。また、あの10日前ぐらい前ですかねえ。農地の転用のようなことが結構ニュースで出とったんで、また、あの違法転用とか農地取得贈与とかある事なんで、その時もまた相続も気を付けて頂きたいと思います。 それでは、あの欠席委員さんの報告ですが。本日は3番の荒木委員さんの方が欠席の報告が出とります。議事録署名者は、11番宮本委員さん。12番大石委員さん、お願い致します。では。早速ですが、議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。今月は4件挙がっております。事務局の方、読み上げの方よろしくお願い致します。
事務局	はい。失礼します。本日は、議題に入ります前に、配布しております資料の方のご確認を頂ければと思います。レジュメの他にですね、4号、議案第4号の邑南町農地最適化推進委員の人事についてという事で、1枚紙の資料を付けさせて、追加で付けさせて頂いております。それから報告第2号で挙げております、畑地化促進事業の関係で綴り紐で綴ってある資料の方を、追加で付けさせて頂いておりますのでご確認頂ければと思います。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせて頂きます。今月は4件です。始めに、申請番号063-5。農地の所在は岩屋××、登記地目畑、面積が41㎡。同じく岩屋××、登記地目が畑、面積が61㎡。同じく岩屋××、登記地目が田、面積が550㎡。同じく岩屋××、登記地目畑、面積が181㎡。同じく岩屋××、登記地目田、面積が180㎡。同じく岩屋××、登記地目田、面積が529㎡。同じく岩屋××、登記地目田、面積が603㎡。同じく岩屋××、登記地目田、面積が214㎡。同じく岩屋××、登記地目が田、面積が696㎡。同じく岩屋××、登記地目田、面積が440㎡。同じく岩屋××、登記地目が田、面積が392㎡。同じく岩屋××、登記地目が畑、面積が414㎡。同じく岩屋××、登記地目が田、面積が1205㎡。同じく岩屋××、登記地目が田、面積が2704㎡。同じく岩屋××、登記地目が畑、面積が245㎡。こちらは全て3条の無償の所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号063-6。農地の所在は、井原××、登記地目が田、282㎡。同じく井原××、登記地目田、面積が602㎡。同じく井原××、登記地目田、面積が285㎡。同じく井原××、登記地目田、面積が1401㎡。同じく井原××、登記地目が畑、面積が163㎡。同じく井原××、登記地目が畑、面積が95㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん、譲受人は、■ ■ ■ ■さんです。 続きまして、申請番号063-7。農地の所在が下口羽××、登記地目田、面積が537㎡。同じく、下口羽××、登記地目が畑、面積が60㎡。同じく鱒淵××。登記地目田、面積1130㎡。同じく鱒淵××、登記地目田、面積1189㎡。3条無

議長	償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん、譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号 063-8。農地の所在は矢上××、登記地目が田、面積が 1829 m²。同じく矢上××、登記地目田、面積が 2993 m²。3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。以上、4 件です。 はい。ありがとうございました。それでは、案件の説明に入っていきたいと思います。申請番号 063-5 の件に関して、沖田委員さん。現地での説明と聞き取りの報告の方をお願い致します。
2 番	はい、では 063-5 の 3 条の無償の所有権移転の案件についてご説明致します。場所場所で、地図でちょっと確認を頂きたいんですが、右の図でおおなんのバス停留所で岩屋口というのがありますが、これを、ずーっと 3 km 程度上がった所の登りがありまして、これが県道 6 号の吉田出羽線になります。そこから、一応 1 本右の羽須美へ抜ける道路沿いにありますが、県道の方から見える所が今回の案件の場所になります。ここ現地確認は、6 月 19 日に私と推進委員の和田さんが伺う予定でしたが、和田さんちょっと体調崩されておりまして、私とそれから譲り渡し人の〇〇さんは施設へ入っておられますので、ここは岩屋には住んでおられませんので、この譲受人の●●さん。これ美郷町に住んでおられますけど、ちょうど岩屋の方におられる用事がありましたので、6 月 19 日に私と●●さんとで現地確認、それから聞き取りをさせて頂きました。●●さんは、譲り渡しにんの〇〇さんのご主人のお姉さんが、この●●さんのお母さんにあたるそうで、親戚関係になります。で、農地を今回譲り受けられたわけですが、〇〇さんご夫婦には子供さんおられませんので、●●さんが一番近い所に住んでいるという関係で今回譲り受けるという事になられたそうです。それで、耕作ですが。今までも〇〇さんの所は、岩屋集落の方で維持管理をお願いされつつの関係で、草刈り等はお願いをされて、今からもやられるそうです。で、●●さんも 1 週間に 1 回か 2 回はこちらの岩屋の方に来られますので、周りの草刈り等は自分で管理していきたいという事でした。チェックシートも●●さんにもお尋ねしましたが、問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。説明して頂きましたが、この 063-5 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
1 2 番	すみません。
議長	はい。大石さん。
1 2 番	えっと、作付けはされてないという事ですかね。
2 番	えっと、作付けはですね。この地図でいうと、地番でいいますと。右の図で〇〇さんという、あの〇〇さんの実家があるんですが、その前に大きい 2 枚あります。××と××。この田は一応、あの作られております。他は草刈り等での維持管理をされとります。
1 2 番 議長	分かりました。 はい。

7 番	それは、誰が耕作しとって？
2 番	えっと、隣の**さんへお願いして、今〇〇さんの隣に****さんいうて、隣におられるのですが。その方に一応耕作を受けられて、今現在はやられておられます。
7 番	引き続き、耕作をされるん？
2 番	引き続き、お願いを、あのしたいとは今回も言っておられました。
7 番	あれ、良かったんかいね。管理者が違うのは・・。
議長	はい。えっと、他の所でもあったと思うんですど××・・。
7 番	引き取り手、耕作して管理をされれば・・。あの・・。
議長	あれ？前、他の案件で、あって説明されてあったと思うんですけど・・。昔は・・。えっと、補足してもらえますか？
事務局	はい。えっとですね。その2枚については、今、機構を通じて。島根振興機構を通じて**さん。お隣の**さんですね。****さん。が、やっておられるんですが、一応法人の@@@@さんが利用権設定をして耕作をされているという状況でした。が、この度の3条の所有権移転の関係で、その利用権の方は一端解除しております。で、あのまあ今後●●さんがさしあたっては管理をされていくというふうに伺っております。その後また、まあ、あの先程会長さんが言われましたように、特に何年は絶対耕作しないといけないとかっていう事はないので、また**さんをお願いするっていう可能性も、あのそれは駄目とかいう事はないです。以上です。
議長	はい。高木委員さん。
1 3 番	すみません。えっとう言って申し訳ないんですけど。これあの、どうも筆数の問題です。15筆8,455。で、経営と、まあ自作は××。3,321と、3909という形になってますかね。さっき、まあ貸し出し分で、今、沖田委員さん。ご説明のあとで2枚とで合わせると、3,909になりますが。その他数字がどうも合わないような気がするんですが、これはなぜでしょう？
	～確認中～
事務局	すみません。確認はさせてもらいますが、あの、ここへ出てくる面積。もしかするとですね、まだご主人さん。この〇〇さんのご主人さんの名前になっていて、このこの経営面積の所に反映されていない物が、すみません。あるのかもしれないので、ここはちょっと確認をさせてよろしいでしょうか？
議長	確認して報告？ まあ、そのうちに、確認して。
事務局	どちらがいいでしょうか？ はい。ちょっと・・。
1 3 番	そう。それぐらいで。
事務局	あっ、はい。分かりました。はい。
議長	そういう説明で。
事務局	はい。
議長	他にございますでしょうか？
6 番	ちょっと、すみません。
議長	はい。

6 番	ちょっと、補足で聞きたいんですけど。この、●●さんておいくつくらいの方ですか？ ●●さん。いや～、ざらっとでいいですよ。どのくらいの方なのかなって思って。
？？？ 事務局	10 年くらい前に、美郷町役場へ勤めとして定年されて。今それが、70 くらい？ 今、68 歳です。
6 番	あー。いやー、向こうから通われるって、ねえ。聞いたんで。
2 番	まあ、自分、岩屋に住んどるんで。あの、わりかた頻繁に来られて。
6 番	あっ、そうなん。
2 番	ええ。〇〇さんの家も、この間 1 月、2 月ぐらいかかって改修されて家も住む宅、新しい家にされました。ええ。
6 番	ちょっと、まあ年齢的な事がねえ。
2 番	多分、近いうち、多分岩屋の方に来られるんじゃないかと。
6 番	あっそうなんですか。はい、分かりました。はい。
議長	他にございますでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-5 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 063-6 の件に関しまして、宮本委員さん。現地での調査及び報告の方をお願い致します。
1 1 番	はい。では、失礼します。063-6 について、現地確認と聞き取りの報告を致します。この、□□さんというのは・・・まあ。ちょっと場所について。ちょっと、4 ページですか？の地図で。この沢久谷というところで、これは、あの、ちょっと道がですね。あの非常に、こう。集落道になつとるんで、なつとります。この左下の所を、ずーっと下りて行きますと、国道 261 号線ですね。ほいで、宮野原停留所の先とこの三差路を上にながら行けば、ここに出て来ます。まあ、あの冠山の進入口です。冠山道の道に入るとこの冠山道の途中にある家です。家で、土地ですね。これは、あの□□さんは、まあ、I ターンと言うんですか？U ターンと言うんですか？あの。広島から、まあここの□□□□さんは■さんのお父さんですね。ほいでまあ、広島で育ってどうしても農業がしたい。それから、家を開けたくない。いう事で、このお父さんはたまに帰るくらいだったんですけど、僕が行ってやりますいう事で帰って家を守り、また田んぼやら畑も耕作しておられます。それで、現在。田んぼを 1 枚作られて、ほいからあとはケイトウとか、野菜。トウモロコシも作られておられます。そういった所で、今、農業とちょっと勤めにもちょっと出られておるようで兼業農業いう事でここへ住み着いて、ここで過ごしてやられております。年齢は、35 くらいで非常に若い方で、今から農業について、この井原でやっていこうと張り切っておられます。張り切ってやっておられます。そいで、まあ、お父さんからのなんぼか、畑を全部自分のもの、名前に変えて。家の方も、この間自

議長	分の名前にしてから、今からちょっとかもうてかにやいけんね。いうな所です。まあ、こっちに帰られて4年くらいですかね？井原に帰られて、4年くらいになります。いうとこで、特にチェックシート見ても問題ありませんでした。で、まあ。先週の19日の日曜日ですか？藤田推進委員の藤田兼一さんと■■さんと3人で現地確認を一緒にしております。以上です。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。藤田推進委員さん、何か付け加える事がありますか？
推14番 議長	別にありません。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。説明の方して頂きましたが、063-6の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
議長 6番	はい。 ちょっと、参考に聞きたいんですけど。全く問題のない話だと思うんですけど。これ、親子さんですか？
11番	うん。親子。
6番	という事は、生前贈与という事？形になるんですか？
11番	そういう事ですね。
6番	そういう事ですね。ちょっと、名前よう税金のことよく分からんのんですけど。生前贈与っていう事は、税金かかるんですかいね？
11番	分かりません。
6番	ぶっちゃけで言うと。ちょっと、余談なるんですけど。いやー、ケースとして、大体亡くなるられて。いやまあ、亡くなれば別にこんなことせんでも普通に買うじゃないですか。
議長	相続すれば、まあ、例えば・・・。
6番	そうそう。
議長	長男さんでなければ、長男さんが強いとかあるんで。やっぱり、ちょっと思いが。
6番	長男かあ。それもあるんかー。いや、黙つとても、まあ普通はね。いちいちこれ、しな、ちょっと余計な話なんですけど、せんでもまあ、ね。なんか・・・。
議長	農業者年金の関係もあると思うという話。
6番	いや、だと思うんですよ。そうやってきた時にどうかなっていうような、今からちょっと気になったもんですから。いや、いいです。いいです。内容は別に、僕は、あのやってらっしゃるから非常にいいと思うんで、いいんですけど。あえてこの時点で、かなっていうふうに思ったんで、ちょっと。すみません。余談で、すみません。
議長	他に、ございますでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようすので、採決の方に入りたいと思います。申請番号063-6の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

	次の案件の方、私の案件ですので、あの代理の方と交代して進行の方進めてもらいたいと思います。 ～議長交代～
代理 会長	失礼します。次の案件は、会長の案件ですので代わって、私が進行させていただきます。会長、説明の方よろしくお願い致します。 えっと、それでは申請番号 063-7 の件に関しまして、説明の方していきたいと思います。場所の方ですけど、地図の方見て頂きますと、左側の地図で上へ上の方へ行くと三次市の作木の方へ行く方向になります。下、下方向が、羽須美、役場の羽須美支所の方になります。位置的には、羽須美支所からおおよそ 1 km。方向からそのぐらいの所に、申請地と申請人の家がございます。譲受人の▲▲▲▲さんと渡人の△△△△さんですが、従兄弟同士になるような関係で、元々▲▲さん。譲受人の▲▲さんのお父さんと△△さんのお父さんが兄弟で、㍻㍻さんと言われるんですけど、まあその方が長男で、その方が相続で追放通じられたんですけど、まあ、若いときに引き継がれて、そのまま出られたという感じで、ずっと㍻㍻さんの土地の名義のままずっとこられたんですが、両方の△△さんの親御さんも▲▲さんの親御さんも亡くなられて、土地の方の整理をするのに今回、そういう事でちょっとこのような案件が出ました。㍻㍻さんから△△さんへ相続する形で相続して、△△さんから▲▲さんの方へ渡すという感じの手続きみたいです。土地の方は、ずっと、もう㍻㍻さんの時代から作付けされとりまして、今も作付けずっとされとります。今年は、ちょっとまあ機械の関係で作付けされておられませんが、今後作付けされとるという事で聞いとります。6月の16日、日曜日に推進委員の高橋さんと一緒に現地の方調査しております。譲受人の▲▲さんは、62歳くらい。あとは、△△さんが87歳くらい。心配だそうです。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。
代理 推3番 代理	はい、ありがとうございます。推進委員の高橋さん。補足ありましたら、よろしくお願い致します。 ありませんので、よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。はい、では、63。063-7について、審議に入りたいと思います。ご質問ある方は、挙手の上発言の方お願いします。 (意見質問なし)
代理 11番 代理	ありませんでしょうか？ ありません。 では、採決に入ります。賛成の方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手) はい。全員賛成という事で、許可相当と認めます。はい。では、会長と交代します。

	～議長交代～
議長 9 番	はい、続きまして議案じゃないですね。申請番号 063-8 の件に関しまして、植田委員さん。現地の調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。 では、ご説明させていただきます。申請番号 063-8、3 条の有償での所有権移転について、この案件についてご説明をさせていただきます。地図上では、6 ページの左側の地図をご覧頂きたいと思います。場所は、石見矢上地区の大坪原班でして、地図上の左側縦線の道路が、###。##から入る道路になっておりまして、先は南線及び高水いこいの村線に突き当たるような感じになります。それとまた、道路の右端のちょっと斜めで、ちょっと切れておりますがこれが\$\$自動車から入って、これも南線に当たるような行く道路の位置関係になりまして、その中に角に挟まれたような状態で今回の案件の農地がございます。その中には、この地図上で書いてありますが、測量会社の%%%%の裏手もあります。また横手もあります。この近くには、矢上高校の寮も&&もあったりするような位置関係でございます。経緯につきましては、両親が亡くなられて遺産相続したものの本人さんは、遠方に嫁がれてます関係で耕作はされておらず近隣の方に、今までずっと耕作を依頼されてきました。今回、まあ、たまたま申請人と引受人が同級生というような立場関係にありまして、その引受人をこの4・5年農業に参入して企業拡大で、どんどん耕作面積を増やしておられるような実績もございましたりして、今回まあ農地の処分をしたいという事で引受人である◆◆さんへ話が来たという事を聞いております。今までも、まあ、本人、引受人の実績にしても、数字にしても非常に面積は広く幅広くやっておれる実際ですんで、まあ今回の農地を引き受けても特に問題はないんじゃないかなあと 생각합니다。また、今後についても企業拡大の関係で法人化も視野に入れて考えておるとの事も聞いております。6 月 14 日に、三田推進委員さんと引受人である◆◆さんとでチェックシートに照らしながら、面談、現地調査等しました。よろしく、審議の方お願い致します。
議長 推 12 番 議長 7 番 議長 7 番	はい。ありがとうございました。三田推進員さん、何か付け加えることとかございましたら・・・。 ありません。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございます。それでは、申請番号 063-8 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。 はい。 はい。椿委員。 はい。いつも、こういう意見になるんですけど。今まで耕作された人と、今回こういう譲渡行われること。耕作されてない人には、了解得てるんでしょうね？ いつも、いつも、気になって話し合いなんかできた上での話し合い状態。続いて、うちらも、全然知らん間にそういう話が進んどって結果的に申請することで、まんべんなくて初めて聞いたことがあるんで。いつも、こういうパターン気になって仕方ないです。ですから、もし、設定するんであれば了解

議長 9 番 7 番 9 番 7 番 9 番 7 番 9 番 議長	は得てありますとか、そういう説明してもらったら安心するんです。 今まで耕作されとったところは、他の人がされとったん？ 他の人が、4 年前までは他の方が耕作されて 4 年前から本人さん。本人さんいうか、今回の引受人が契約で引き受けをいうか、耕作されて。 されとるん？現在されとるん？ 現在されとります。 ああ、そうですか。分かった。それほどが、ちょっと気になったんで。 ああ、すみません。説明不足で。 気になったんで。 されとります。はい。 他に、ご質問等がございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-8 の件に関しまして許可相当と思われる方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 1 件あります。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。農地法第 4 条のについてです。申請番号が 064-7。農地の所在は日和××、登記地目は田、面積が 412 m²です。申請人は〇〇〇〇さん。転用目的は個人住宅です。所要面積ですが、土地造成が 412 m²。内、あの個人の住宅が 114.97 m²。倉庫が 19.35 m²となっております。転用の理由ですが、居住していた場所に近い申請地に住宅を建設するためとなっております。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。備考に書かさせて頂いておりますが、土地改良区の区域の除外も、区域でしたが、区域の除外の申請も済んでおります。法第 4 条第 6 項ただし書によるより、こちら許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上、1 件です。 はい、ありがとうございます。はい、それでは申請番号 064-7 の説明に入って頂きたいと思います。064-7 の件に関しまして、大石委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
1 2 番	えっと、064-7 についてご説明致します。場所ですが、下の地図の斜線部分の所ですが、横を走るとる道路がちょっと上へ行きますと、5・600m で県道三次江津線。下へ行きますと、300m ぐらいで日和トンネルから出た道にぶつかって。右側へ 1 km 程走ると、日和トンネルというような位置関係でございます。えっと、☆☆☆☆さんは広島に住んでおられまして、今のこの農地には家が建つとるんですが、そこには叔母さんが住んでおられる予定でした。昭和 50、☆☆さんには電話で聞き取りをさせてもらったんですが、昭和 52・3 年頃の構造改善事業の時に、土地改良区。土地改良法で換地処分によって宅地を取得したと。その時には、☆☆さんのお母さんの*****さんという方が取得されたわけですが、その時点で登記を急いで進めれば良かったけれども、なかなか延び延び

	になってしまってお父さんが、進めようと登記を進めようと思ったが、なかなかこの延び延びになってしまったと。そのうちに、亡くなられましたし、それを引き継いで☆☆さんが専門家を頼まずに自分でまあ、まず、土地改良区の除外申請から始めたりして、ようやく今年、除外申請が終わってこの申請にこぎつけたと。いうとこで、非常に時間かかりましたが、すみませんでした。ということをおかれておられました。既に、家が建ったりまして、6月15日に和田さんと現地確認を致しましたが、ぐるっと敷地の周りに排水路が整備されてあって、他の農地に宅地の水が流れ込むようなことがないようにしてありました。それで少し、面積が広いかなあと思うような気もしますが、進入路が付いたりまして随分、それが面積をとっとるなあというように見させてもらいました。他には、あまり問題なるいう事に建物が建って問題なるいうような所はチェックシートを見ましてもなかったかなと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。以上です。
議長	はい。ありがとうございます。和田推進委員さん。他に付け加えたりする事はありますでしょうか？
推 16 番 議長	ありません。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございます。それでは、あの 064 - 7 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見、質問なし)
議長	えっと、ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、今月は 1 件上程されとります。事務局の方、お願い致します。
事務局	はい。農地法第 5 条の許可についてです。申請番号が 065-6。農地の所在は岩屋××。登記地目が畑、面積が 17 m²。こちら有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽さん、譲受人が▼▼▼▼さんです。 転用目的は墓碑で、申請の理由は申請地を買い受けて墓碑を新設したいです。所要面積ですが、土地造成が 17 m²。墓碑が 1.42 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項のただし書きにより、許可できるものと判断しております。以上、1 件です。
議長	はい。ありがとうございます。それでは説明方入りますが。説明の方、お願いしたいと思います。沖田委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
2 番	えっと、では、065-6 の案件について、ご説明致します。場所、地図で確認して頂きたいんですが、出羽から先ほど 3 条でもありましたけど、出羽から 3 km あたりがここ岩屋集落になりまして。それから、また 1 km ぐらいちよっと百石集落の方へ向いて、建物から@@@@神社という途中から、県道から外れて@

	@@@神社というのがあるんですが、そこのふもとに今回の案件の場所があります。これは、6月19日に和田さんがちょっと、先ほど話がありましたけど、体調不良ですので、私と譲受人の▼▼▼▼さんに立ち合って頂きまして、現地確認と聞き取りをさせて頂きました。この土地は、▼▼さんの話によりますと、▼▼▼▼さんのお父さんの代の時に、土地の交換で▼▼さんの方が貰われて、現在までそのまんまで来たんですが、登記の方が今回調べたら終わってなかったという事で今回あの、申請を出されまして▼▼さんから▽▽さんの方に土地の登記をされたそうです。それで、現在の墓地は山地にありまして、なかなか管理、それから墓参り等が難しいので自宅に近い所へ墓碑を移したい、という事で今回申請を出されました。周りの方の同意も受けておられますし、チェックシートで照らしましたが、問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入りますが。065-6の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。
	(意見質問なし)
議長	ご意見ご質問等がございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。 申請番号 065-6 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、議案第4号 邑南町農地利用最適化推進委員の人事について。事務局の方、説明をお願いします。
事務局	はい。議案第4号 邑南町農地利用最適化推進委員の人事についてという事で、先月第2回の農業委員会の総会の際に、瑞穂の4地区の和田保人委員さんの方から、正式に辞任の届の方が提出されまして。それに伴いまして、新たな農地利用最適化推進委員さんの募集の方を掛けさせて頂きました。5月の22日から、今月6月14日までを募集期間としておりまして、その中で応募がおりました方。皆さんのお手元の方に資料でお配りさせて頂いておりますが、川本雅雄さんです。年齢の方が69歳。で、職業経歴等はないんですが、バスの運転手の方をされておったというふうに聞いております。農業の経営の状況ですが、水稻の方をされているという事で、41.9aとなっております。推薦の方ですね。代表の方と、その他3名の方から推薦の方を頂いておりまして。おるような状況となっております。以上です。
議長	はい。ありがとうございます。只今説明があつた、農地利用最適化推進委員の職についてですが、ご意見ご質問等が伺いたいと思いますが・・・。挙手を。
	はい。
9番	すみません。住所は？ 参考までに。
事務局	はい。住所が、邑南町岩屋××番地です。
議長	はい。ありがとうございました。

全員 議長	他に、ございますでしょうか？ それでは、他に質問はないようですので、保護者を農地利用最適化推進委員に委嘱される事に同意されるかどうかについてお伺いします。瑞穂4地区の推進委員として、川本氏を委嘱することに異議ございませんでしょうか？
事務局 議長	ありません。 異議なしという事で、委嘱の方。お願いするようにしたいと思います。 これは、7月1日から？ からです。はい。 瑞穂地区の4地区の推進は、承認されたという事で引き続きよろしくお願い致します。 報告の方に入りたいと思います。第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これは特に読み上げは致しません。が、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をしてお願い致します。
議長	～ご覧中～
事務局	えっと、ご質問等なければ。次の報告の第2号に入りたいと思います。 報告の第2号畑地化促進事業実施予定農地の確認について。事務局の方、説明をお願いします。 はい。報告第2号の畑地化促進事業実施予定農地の確認について、説明をさせていただきます。資料は綴り紐で綴ってある物をご覧頂ければと思います。昨年と同じように説明をさせて頂いております事業になりまして、畑地化促進事業という事で。一番上、ポイントの所を書いてあるんですけども、水田を畑地化して畑作物の本格化に取り組む農業者に対して、支援を行うというような内容になっております。内容としては、この中右側の、畑地化支援定着促進支援という所で、水田を畑地化してアの高収益作物(野菜、果樹、花き)。か、もしくは、イ畑作物(麦、大豆、飼料作物等)。こちらを、に取り組む方について、まず、その水田を畑地化するという事に対して、それぞれ、この1番のですね。1反当たり14万の畑地化の支援。それから、その先5年間は定着促進支援という事で、1反当たり2万円の定着促進支援の補助金が出るというものになっております。こちらについてなんですけれども、これを行うとですね。今の経営所得安定対策の要件からは、ちょっと外れることになりまして、この畑地化促進事業っていうもので5年間の支援をしてそれで、終わりという事ではないんですけども、経営所得にはまあ戻れないっていうような条件付のこういった事業になっております。これについては、地目の変更等は田から畑への変更等は必要とされておられません。それですね、こちらは農業委員会の方にですね、1枚めくって頂きまして、1ページで畑地化促進事業実施予定農地の確認についていう事で、農業委員会宛に来ておりまして、ようはこの事業を使って水田から畑の作物を栽培にするにあたって周辺農地でとかであったりですね。その他の、担い手とかのですね、農地の集積とか集約化に支障が生じないという事を、こちら

	農業委員会さんの方で確認を頂いたのちにですね、次めくって頂いて2ページ目に一覧表が載っておるんですが、こちらのその農地については水田から作付けを他の畑での作物にさせて頂いて、この事業の方に申請をするというような流れになっております。この後ですね、まず今見て頂いておりますが。@@@ @さん、の申請予定地。阿須那と下口羽という事で、2ページに一覧表が載っておりまして、3ページ、4ページにその該当する農地の場所の方を載せさせて頂いております。こういった形で、ちょっとこの後もおられますので何名か。ちょっと読み上げをさせて、その場所等を皆さんに確認して頂いて、畑として利用することで、周りに悪影響がないかどうかの確認を行って頂ければなというふうに思っております。特に問題がなければ、この事業を実施する予定者に対して、問題がないという事で農業委員会として回答をさせて頂いて事業の実施を行って頂くような形になっております。 それでは、一応読み上げをさせて頂いてよろしいですか？・・・。それか・・・。
議長	ここで、聞いてここで判断？
事務局	これ、ええ。
7番	これいうて、あの現状受けたら5年間の過ぎたら、もう水田に戻す事は出来るん？
事務局	えっとですね。基本的には、戻、水田に戻す事はやめて。あの、駄目です。
7番	基本的にはね。
事務局	基本的にはですね。
6番	これは、あれでしょう？形状変えるということも違反になるんでしょう？
事務局	そうです。あくまでも、水田の形を保ってないといけないというのがあるので、畦畔とか水路は残したままという。
6番	畦畔も？
事務局	作付けの部分のみ、畑地化するという。
7番	5年後も駄目なんだろう？
事務局	何が、5年後です？
議長	水田に戻すのが、5年しても。もう。
事務局	基本的には、駄目です。
2番	水路も・・・。
6番	矛盾しとるよなあ。どうして駄目なん？
事務局	そこら辺は、事業の要件なので・・・。
議長	読み上げるは、全部でええけ一地目から・・・。
事務局	ああ。そこまでは
議長	予定者の名前だけ？
事務局	予定者の名前だけ。はい。それか、確認だけでもよければ。去年はですね、あの、この場で見て頂いて。件数も少なかったんで。確認をして頂いて終わりという形だったんですけども。
議長	読み上げてもらって、この農業委員会がOKを出す。すぐ、すぐ出せいう事なんですけど。できそうですか？作付けの物は変わるだけで、転用でもなんで

	もないし・・・。 ～ご覧中～
事務局 議長 事務局	転用でもなんでもないので、知っと思ってくださいっていうのをと。 いいですかね。これ、皆さん。判断してもらって。はい。 じゃあ、申請者の方の名前を読み上げます。まず、邑南町下口羽××。@@@@さん。圃場の数が16。申請予定地が16筆あります。続いて、邑南町市木の**さん。が、25筆あります。続いて、11ページの邑南町上田所のㄆㄆさん。この方の申請予定地が、13筆あります。続きまして、15ページ。邑南町下田所の##さん。この方の申請予定地が1筆になります。続いて、19ページ。邑南町上田所\$\$さん。が、申請予定地が12箇所です。それから、23ページです。邑南町下亀谷の%%さん。この方の申請予定農地が2箇所になっております。それから、27ページ。邑南町原村、&&さん。この方の申請予定地が3箇所になっております。それから、続いて31ページ。邑南町八色石の◎◎さん。が、申請予定農地が7箇所となっております。それから、最後が邑南町矢上の※※※さんが申請予定地が42箇所。牧草で42箇所になっております。以上が、今年度の申請予定地となっております。
議長 6番 事務局 6番	はい。 ちょっと、ええですか？ はい。 あの、登録番号の中に地番が2つあったり、3つあったり。まあ、ほとんどが、1つですけど。それは何か特別な事があるんです？
事務局	これはですね。この事業の実施の要件でですね、団地か要件っていうものがあるってですね隣同士になってたりするようなものは、団地として連続するもの等で、ほとんどが1箇所なんですけども、そのつらなっている所。地番が2つに分かれている所を一つにしてるような所が、一緒の物を作付けしている場合はですね、同じナンバーとして挙げておるといふうに聞いております。すみません。それ以上の詳しい事は、すみません。分かりません。そこは、すみません。
議長	これはもう、以前から作付けを畑になつとるようなところをで、事業化になったような？
事務局 議長 事務局	です。はい。 そうですね。 これをやると、これを実施すると。あの、最初にも言ったんですけど、水田活用の直接支払いが今出てると思うんですけども、それはもう、貰えなくなるっていうのがあるので。それをずっと貰い続けるか、こっちへ乗り換えるかっていうような話です。はい。
議長	はい。それで、あの確認の方していきたいと思いますが。あの、先程説明を、事務局の方が説明をした事に関しまして、いいでしょうか？農業委員会として

事務局 議長 議長 事務局 議長	進めてもいいということ？採決というか、挙手をしてもらう？ ああ、ですかね。はい。 大丈夫だろうと思われる方は、挙手をお願い致します。 (挙手、多数) はい、はい。多数で、進めてもいいという事になりました。 今後まあ、議案にするかどうか。また検討します。はい。 これ見てもらうと、自分の受けもってる担当地区ところは、もう様子が分かるんじゃないかなあって思いますが。 議題の方は、以上で終わりますけど。 4 番のその他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、7 月 22 日（月）13：30 からでお願いします。
--	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印